

## 大分県産業科学技術センター競争的研究費等の運営・管理に関する基本方針

大分県産業科学技術センター（以下「センター」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日付け文部科学大臣決定。令和3年2月1日改正）に基づき、競争的研究費の適正な運営・管理に取り組む。

### 1 センター内の責任体系の明確化

「大分県産業科学技術センターにおける競争的研究費を用いた研究の実施規程」（令和7年4月1日施行。以下「実施規程」という。）により責任体系を明確にする。

### 2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

実施規程によりコンプライアンス教育の実施を行い、またルール of 明確化、運用を透明化し職員の意識の向上と浸透をはかり適正な運営・管理の基盤となる環境を整備する。

### 3 不正を発生させる要因の把握と防止・改善

競争的研究費等を適正に運営・管理するにあたり課題を整理し「大分県産業科学技術センター競争的研究費不正防止計画」（令和7年4月1日施行。以下「不正防止計画」という。）を策定し実行する。

### 4 研究費の適正な運営・管理活動

3で策定した不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行う。実施規程に則って運用する。

### 5 情報発信・共有化の推進

競争的研究費等の運営管理体制等について、センター内外からの不正行為等に関する相談及び通報に対して対応できるよう、窓口を企画連携担当に設置する。

### 6 モニタリングの在り方

コンプライアンス推進責任者に研究費の支出状況等の定期的なモニタリングを義務付け、その実施状況を統括管理責任者に報告させることで、不正防止監視体制を構築する。

### 7 不正への対応・措置

実施規程に則り迅速に対応・措置を行う。

## 附 則

この方針は、令和7年4月1日から施行する。